

笛吹市告示第 41 号

笛吹市認可外保育施設利用料補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市認可外保育施設利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、認可外保育施設を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の更なる充実を図るため、保護者が負担すべき認可外保育施設の利用料について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象認可外保育施設 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 特定子ども・子育て支援施設等

イ 国が定める企業主導型保育事業を実施する施設

(2) 対象 3 歳以上児 次のいずれにも該当する者をいう。ただし、保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項第 3 号に係るものを除く。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は法第 7 条第 10 項第 4 号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。

ア 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前子どもであって、法第 19 条第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

イ 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住していること。

ウ 補助金の申請を行う年度(以下「申請年度」という。)において、対象認可外保育施設を利用していること。

(3) 対象 3 歳未満児 次のいずれにも該当する者をいう。ただし、前号ただし書に規定する保育認定子ども又は小学校就学前子どもを除く。

ア 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある小学校就学

前子どもであって、法第 19 条第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。ただし、法第 30 条の 4 第 3 号に掲げる小学校就学前子どもを除く。

イ 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住していること。

ウ 申請年度において、対象認可外保育施設を利用していること。

- (4) 利用料 保護者と対象認可外保育施設との利用契約で定められ、保護者が負担した対象 3 歳以上児の主食費及び副食費並びに対象 3 歳未満児の保育料で、保護者が実費で負担するその他の費用を除いたものをいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、対象 3 歳以上児又は対象 3 歳未満児(以下「対象児童」という。)の保護者とする。

2 次の各号のいずれかに掲げる者は、養育している対象児童が本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、本市に居住していると認められる場合は、交付対象者に含めるものとする。

(1) DV の被害を受け本市に避難している者

(2) 対象児童の里親に認定されている者

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、保護者が負担した申請年度における利用料とし、補助金の額は、次の各号に定める額を 1 月当たりの上限とする。

(1) 対象 3 歳以上児の主食費 800 円

(2) 対象 3 歳以上児の副食費 4,500 円

(3) 対象 3 歳未満児の保育料 42,000 円

2 対象児童が月の途中で転入又は転出した場合、当該月の利用料は補助の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、認可外保育施設利用料補助金交付申請書(様式第 1 号)に、保育を必要とする理由(笛吹市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 23 号)第 3 条に規定する事由に該当することが確認できるものに限る。)及び利用料の額が確認できる書類を添えて、申請年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは認可外保育施設利用料補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、不適当と認めるときは認可外保育施設利用料補助金不

交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 申請者は、申請年度の翌年度の4月10日までに、認可外保育施設利用料補助金実績報告兼請求書(様式第4号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、認可外保育施設利用料補助金額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、認可外保育施設利用料補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、認可外保育施設利用料補助金返還命令書(様式第7号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。